

青少年健全育成条例に基づく有害図書類の指定について（通知）

青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）第18条第1項の規定により、次の図書類が青少年に有害な図書類として指定（個別指定）されました。

指定告示年月日 令和6年11月15日 告示番号 宮城県第727号				
番号	種類	図書類の名称	雑誌コード等	発行所
1	雑誌	恋愛宣言PINKY 12月号	雑誌08877-12	株式会社秋水社
2	雑誌	実録JOKER 11月号	雑誌08019-11	株式会社ダイアプレス
3	雑誌	コミック艶 vol. 35	雑誌67603-61	株式会社リイド社
4	雑誌	COMICお杏 Vol. 14	雑誌69492-64	株式会社ぶんか社
5	雑誌	ナックルズ極ベスト vol. 38	雑誌68550-98	株式会社大洋図書
6	雑誌	週刊実話ザ・タブー 週刊実話増刊 12月7日号	雑誌20327-12/7	株式会社日本ジャーナル出版

図書類の内容が、1、2の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、3から6の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められます。

【注意】

- 有害図書類を青少年（18歳未満の者）に販売し、貸与し、視聴等させたりしてはいけません。
- 有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、一般の図書類と明確に区分（不透過性の仕切り版の設置や間仕切り内への配置等）し、見やすい箇所有害図書類である旨の表示（「成人コーナー」であることや18歳未満の方は閲覧、購入等できない等）をしなければなりません。
- 有害図書類を自動販売機等に収納してはいけません。
- 既に収納されている図書類が有害指定を受けたときは、直ちに自動販売機等から撤去しなければなりません。
- 卑わいな姿態や性行為等を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページの割合が高い場合（総ページの20%以上）等には、個別に指定を受けるまでもなく、青少年健全育成条例第18条第2項の規定により、有害図書類として指定（包括指定）されますので、十分に内容を確認のうえ、該当する図書類については、個別指定された図書類と同様に取り扱いってください。

※ これらに違反した場合は、30万円以下の罰金が課せられることがあります。